

被ばく線量低減設備改修等補助金事業実施要領

第1 目的

この実施要領は、被ばく線量低減設備改修等補助金（以下「補助金」という。）交付要綱（以下「交付要綱」という。）第3条に掲げる事業の実施に関して必要な細目等を定めることにより、眼の水晶体が受ける被ばく線量が高い労働者を雇用する者に対し、当該被ばく線量を低減するための器具を購入して実施する設備改修等に要する経費の一部に対する補助金（以下「間接補助金」という。）を交付することにより、労働者の被ばく線量の低減対策を促進し、もって労働者の健康確保に資することを目的とする。

第2 事業内容

眼の水晶体が受ける被ばく線量が高い労働者を雇用する者に対し、当該被ばく線量を低減するための器具を購入して実施する設備改修等に要する経費の一部に対する間接補助金を交付する事業（以下「補助事業」という。）を実施するものとする。

第3 間接補助金の交付事業

1 交付の対象となる事業及び経費

間接補助金の交付の対象となる者は、別表の第1欄に掲げる放射線障害防護用器具（以下「対象放射線防護用器具」という。）を購入して設備改修等を実施する者とし、補助事業者は、同表第2欄に掲げる経費（以下「間接補助対象経費」という。）について、補助金の範囲内において間接補助金を交付する。

2 間接補助金の交付の申請者

間接補助金の交付を申請できる者は、労災保険料を納付している病院又は診療所の事業者とする。

3 間接補助金の交付額の算定方法

間接補助金の交付額は、別表の第4欄に掲げる方法により算出するものとし、当該間接補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（間接補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）があり、かつ、その金額が明らかな場合は、これを減額して算出しなければならない。ただし、算出時において当該消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りではない。

4 補助事業の実施体制等

補助事業者は、補助事業の適正かつ円滑な実施のため、次に掲げる事項を適切に行うための体制を整えなければならない。

(1) 広報・相談業務

- ア 間接補助金の公募及び広報
- イ 間接補助金に対する問合せ等への対応

(2) 間接補助金審査等業務

- ア 間接補助金の交付決定に関する審査基準の作成等及び審査委員会の設置運営
- イ 間接補助金の交付（交付申請書の審査から間接補助金の支払までを含む。）
- ウ 上記業務の付帯業務

5 交付規程の内容

交付要綱第17条の間接補助金の交付手続等に係る交付規程は、交付要綱に準じた事項及び実績報告書の提出並びにその他必要な事項を記載するものとする。

6 間接補助金の公募

(1) 補助事業者は、補助事業の実施期間内で3ヶ月程度の募集期間を設けて公募する。

1回の公募によって間接補助金の予定額に残余があった場合は、1ヶ月程度の期間を空けて2回目の公募を実施することができる。

(2) 公募は、原則として郵送により受け付けることとする。

(3) 再申請

申請の審査の結果、交付決定の対象とならなかった申請者については、同一年度のその後の公募期間に再度申請をすることができる。

(4) 申請の取下げ

申請後、交付決定前又は現に間接補助金を交付する前において、申請者から申請の取下げがあった場合には、補助事業者は速やかに事務処理を止め、交付決定を解除した上で、速やかに関係書類のすべてを申請者に返却する。

7 間接補助金の交付決定

(1) 補助事業者は、間接補助金の交付決定を行うにあたり、以下の事項が確保されていることを確認する。

ア 申請者が2に該当すること

イ 申請者が、雇用保険加入証明書、労災保険、社会保険等に参加しているとともに、次に掲げる事項を全て満たしていること

① 過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により行政処分を受けていないこと。

ただし、労働基準関係法令（※）違反により労働基準監督機関から使用停止等命令を受けたが、是正措置を行い、「使用停止等命令解除通知書」を受理している場合には、この限りではない。

※ 労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律、家内労働法、作業環境測定法、じん肺法、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法

② 過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により送検され、この事実を公表されていないこと。

③ 申請者が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団をいう。以下同じ。）ではなく、申請者の役員等が暴力団員（同法第2条第6号に定める暴力団員を言う。以下同じ。）ではなく、申請者の役員等が暴力団又は暴力団員を利用する、資金等を供給する、便宜を供与する等関与したり、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有したりしていないこと。

ウ 申請された器具が別表の第1段に適合すること。

（2）間接補助金の交付決定

（1）の要件を満たす申請者から申請された間接補助金の総額が、間接補助金の予定額を上回った場合、補助事業者は、眼の水晶体に受ける等価線量が1年間につき20ミリシーベルトを超えるおそれのある労働者の被ばく低減の観点から、申請された器具の種類や購入数の適切さ等に係る審査を行った後、次に掲げる加点基準による加点の合計点の高い申請者から優先して間接補助金の予定額に達するまで交付決定を行う。申請された器具の適切さ等に係る審査の基準及び具体的な加点の配分は、補助事業者が厚生労働大臣の承認を得て定める。

① 「電離健診対象事業場に対する自主点検等事業」において自主点検票を提出した者を優先して加点する。

② 「放射線被ばくマネジメントシステム導入支援事業」に参加し、放射線被ばくマネジメントを実施している者を優先して加点する。

③ 平成29年度から平成31年度において、放射線業務を伴う管理区域内における診療の実績が多い者を優先して加点する。

④ 上記③の診療に従事する医師数が少ない者を優先して加点する。

⑤ 上記③の診療に係る学会が認定する指導医を有する者を優先して加点する。

⑥ 新規導入に係る申請を行った者を優先して加点する。

8 実績報告及び間接補助金の額の確定等

（1）実績報告及び精算払い請求

間接補助金の交付決定を受けた者（以下「間接補助者」という。）は、当該決定に係る補助対象となる器具を購入し、設備改修等を実施した後速やかに、遅くとも2021（令和3）年2月末日までに、補助事業者へ実績報告及び精算払い請求を行わなければならない。実績報告書及び精算払い請求書に記載すべき事項並びに添付すべき証拠書類等については、厚生労働大臣の承認を得て補助事業者が定める。

(2) 補助金の額の確定等

補助事業者は、実績報告を受けた場合には、審査の結果、その報告に係る間接補助対象経費が交付決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めるときは、交付すべき間接補助金の額を確定し、間接補助者に通知するものとする。

(3) 補助金の支払い

補助事業者は、間接補助金の額を確定した後、遅滞なく間接補助金を支払うものとする。ただし、実績報告及び精算払い申請が2021（令和3）年3月1日以降になされた場合は、当該申請に係る間接補助金の支払いを行わないことができる。

9 協議

補助事業者は、上記1から8に定める事項ほか、事務処理にあたって生じた疑義は、随時、厚生労働省労働基準局長と協議するものとする。

第4 不正の防止

1 交付決定の解除等

補助事業者は、間接補助者に下記の事実が認められた場合には、交付決定の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 間接補助者が、間接補助金を対象放射線障害防護用器具の導入以外の用途に使用した場合
- (2) 間接補助者が、対象放射線障害防護用器具を間接補助者以外の者に譲渡した場合
- (3) 間接補助者が、第3の1から7に規定する事項への違背のほか、不正、怠慢、その他不適切な行為を行った場合
- (4) 間接補助者が、暴力団排除の誓約事項に違反した場合
- (5) 間接補助者が、補助事業者又は大臣の指示に従わない場合

2 間接補助者からの返還額等の取扱

補助事業者は、上記1の解除を行った場合は、すでに当該解除に係る部分に関し間接補助金が交付されているときは、期限を附して当該間接補助金の返還を命ずるものとする。

3 秘密の保持

補助事業者は、本補助事業の実施に当たり知り得た個人又は申請者等の情報について適切に管理する体制を整え、その秘密を保持する。

4 暴力団排除に関する誓約

補助事業者は、間接補助者による暴力団排除に関する誓約事項について、間接補助金の交付前に確認しなければならない。

第5 指導監督等

- 1 大臣は、補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するため、補助事業者による補助事業の実施に関し、この実施要領に基づき指導監督を行う。

- 2 大臣は、第4の2に基づき、間接補助者から間接補助金の全部又は一部に相当する額の返還又は納付があったときは、補助事業者に対し、これを国庫に返還又は納付させることがある。

第6 その他

補助事業者は、交付要綱又はこの実施要領（以下「交付要綱等」という。）に疑義が生じたとき、交付要綱等により難い事由が生じたとき、あるいは交付要綱等に記載のない細部については、大臣に速やかに報告し、その指示に従うものとする。

附 則

- 1 この実施要領は、令和2年4月1日から施行する。

別表

1 間接補助金の対象となる放射線防護用器具	2 間接補助対象経費	3 基準額	4 交付額の算定方法
放射線防護用固定式バリア（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（平成16年厚生労働省告示第298号）（以下「告示」という。）別表第3第78号）、放射線防護用移動式バリア（告示別表第3第80号）、放射線防護用カーテン（告示別表第3第81号）又は放射線防護用術者向け眼鏡（告示別表第3第73号）	当該器具を購入して実施する設備改修等に要する経費	1者につき200万円	第2欄に掲げる間接補助対象経費と第3欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額の2分の1を上限とする。